

サービスごとの加算の届出の考え方（令和6年6月分）

1 届出の考え方

サービス名	届出の考え方
<p>各サービス共通事項 【重要】</p>	<p>■ <u>6月1日算定の加算の算定に係る体制届出の提出期限</u></p> <p>居宅サービス は令和6年5月15日（水） 施設系サービスは令和6年6月1日（土） （※ロゴフォーム又は郵送（提出期限当日の消印有効）にて提出、メールはご遠慮ください。）</p> <p>■ これまでの介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下、合わせて「旧3加算」という。）は、6月から「<u>介護職員等処遇改善加算（以下「新加算」という。）</u>」に変更されます。</p> <p>これにより、旧3加算の届出があっても、<u>新加算の届出がない場合は「なし」と</u>なります。要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即した届出を行ってください。</p> <p><u>ただし、当該加算の届出には処遇改善計画書の提出が必要です。</u></p> <p>■ 次ページ以降の「注意事項（各サービスの取り扱い）」を確認し、必要な届出を行ってください。</p>
<p>訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所リハビリテーション 【重要】</p>	<p>■ 左記の4サービスは、令和6年6月1日施行とされました。</p> <p>これらのサービスにつきましては、以下の①及び②の場合は、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「<u>1：減算型</u>」にチェックし、令和6年5月15日（水）までに届け出てください。</p> <p>① 高齢者虐待防止の対象サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（介護予防）訪問看護 ・（介護予防）訪問リハビリテーション ・（介護予防）通所リハビリテーション <p><u>高齢者虐待防止措置が一つでも未実施の場合</u></p> <p>② 業務継続計画の対象サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（介護予防）通所リハビリテーション <p><u>業務継続計画が未策定等</u>の場合</p>

2 注意事項（各サービスの取扱い）

	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	1 1：訪問介護	「その他該当する体制等」欄の	既存届出内容がいずれの場合も新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。 (注) 要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。
	1 2：訪問入浴介護	「介護職員処遇改善加算」	
	1 5：通所介護	を	
	1 6：通所リハビリテーション	「介護職員等処遇改善加算」	
	2 1：短期入所生活介護		
	2 2：短期入所療養介護	に名称変更し	
	2 3：短期入所療養介護		
	2 A：短期入所療養介護	「1：なし」	
	3 3：特定施設入居者生活介護	「6：加算Ⅰ」	
	2 7：特定施設入居者生活介護(短期利用型)	「5：加算Ⅱ」 「2：加算Ⅲ」	
	5 1：介護福祉施設サービス	を	
	5 2：介護保健施設サービス	「1：なし」	
	5 5：介護医療院サービス	「7：加算Ⅰ」	
	6 2：介護予防訪問入浴介護	「8：加算Ⅱ」	
	6 6：介護予防通所リハビリテーション	「9：加算Ⅲ」 「A：加算Ⅳ」	
	2 4：介護予防短期入所生活介護	「B：加算Ⅴ(1)」	
	2 5：介護予防短期入所療養介護	「C：加算Ⅴ(2)」	
	2 6：介護予防短期入所療養介護	「D：加算Ⅴ(3)」	
	2 B：介護予防短期入所療養介護	「E：加算Ⅴ(4)」	
	3 5：介護予防特定施設入居者生活介護	「F：加算Ⅴ(5)」 「G：加算Ⅴ(6)」	
	7 6：定期巡回・随時対応型訪問介護看護	「H：加算Ⅴ(7)」 「J：加算Ⅴ(8)」	
	7 1：夜間対応型訪問介護	「K：加算Ⅴ(9)」	
	7 8：地域密着型通所介護	「L：加算Ⅴ(10)」	
	7 2：認知症対応型通所介護	「M：加算Ⅴ(11)」	
	7 3：小規模多機能型居宅介護	「N：加算Ⅴ(12)」	
	6 8：小規模多機能型居宅介護(短期利用型)	「P：加算Ⅴ(13)」 「R：加算Ⅴ(14)」	
	3 2：認知症対応型共同生活介護	に変更	
	3 8：認知症対応型共同生活介護(短期利用型)		
	3 6：地域密着型特定施設入居者生活介護		
	2 8：地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型)		

	<p>54：地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護</p> <p>77：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）</p> <p>79：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）</p> <p>74：介護予防認知症対応型通所介護</p> <p>75：介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>69：介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型）</p> <p>37：介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）</p>		
2	<p>11：訪問介護</p> <p>12：訪問入浴介護</p> <p>15：通所介護</p> <p>16：通所リハビリテーション</p> <p>21：短期入所生活介護</p> <p>22：短期入所療養介護</p> <p>23：短期入所療養介護</p> <p>2A：短期入所療養介護</p> <p>33：特定施設入居者生活介護</p> <p>27：特定施設入居者生活介護（短期利用型）</p> <p>51：介護福祉施設サービス</p> <p>52：介護保健施設サービス</p> <p>55：介護医療院サービス</p> <p>62：介護予防訪問入浴介護</p> <p>66：介護予防通所リハビリテーション</p> <p>24：介護予防短期入所生活介護</p> <p>25：介護予防短期入所療養介護</p> <p>26：介護予防短期入所療養介護</p> <p>2B：介護予防短期入所療養介護</p> <p>35：介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>76：定期巡回・随時対応型訪問介</p>	<p>「その他該当する体制等」欄の「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」を廃止</p>	なし。

	<p> 看護 71：夜間対応型訪問介護 78：地域密着型通所介護 72：認知症対応型通所介護 73：小規模多機能型居宅介護 68：小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護（短期利用型） 36：地域密着型特定施設入居者生活介護 28：地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型） 54：地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 77：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 79：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型） 74：介護予防認知症対応型通所介護 75：介護予防小規模多機能型居宅介護 69：介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 37：介護予防認知症対応型共同生活介護 39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型） </p>		
3	<p> 13：訪問看護 14：訪問リハビリテーション 16：通所リハビリテーション 63：介護予防訪問看護 64：介護予防訪問リハビリテーション 66：介護予防通所リハビリテーション </p>	<p> 「その他該当する体制等」欄の 「高齢者虐待防止措置実施の有無」 「1：減算型」 「2：基準型」 を新設 </p>	<p> 高齢者虐待防止措置が1つでも未実施の場合は、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「1：減算型」にチェックし提出してください。 </p>

4	13：訪問看護	「その他該当する体制等」欄の 「緊急時訪問看護加算」 「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」 に変更	「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす。 (注) 基本的に届出が必要。
5	13：訪問看護 63：介護予防訪問看護	「その他該当する体制等」欄の 「専門管理加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
6	13：訪問看護	「その他該当する体制等」欄の 「遠隔死亡診断補助加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
7	13：訪問看護 14：訪問リハビリテーション 63：介護予防訪問看護 64：介護予防訪問リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「口腔連携強化加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
8	14：訪問リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「リハビリテーションマネジメント加算」 「1：なし」 「3：加算Ａイ」 「6：加算Ａロ」 「4：加算Ｂイ」 「7：加算Ｂロ」 を 「1：なし」 「3：加算イ」 「6：加算ロ」 に変更	既存届出内容が「3：加算Ａイ」で、新たな届出がない場合は「3：加算イ」とみなし、既存届出内容が「6：加算Ａロ」で、新たな届出がない場合は「6：加算ロ」とみなす。既存届出内容が「4：加算Ｂイ」「7：加算Ｂロ」で、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。 (注) 新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。

9	16：通所リハビリテーション	<p>「その他該当する体制等」欄の 「リハビリテーションマネジメント加算」</p> <p>「1：なし」 「3：加算アイ」 「6：加算Ａロ」 「4：加算Ｂイ」 「7：加算Ｂロ」</p> <p>を</p> <p>「1：なし」 「3：加算イ」 「6：加算ロ」 「8：加算ハ」</p> <p>に変更</p>	<p>既存届出内容が「3：加算アイ」で、新たな届出がない場合は「3：加算イ」とみなし、既存届出内容が「6：加算Ａロ」で、新たな届出がない場合は「6：加算ロ」とみならず。既存届出内容が「4：加算Ｂイ」 「7：加算Ｂロ」で、新たな届出がない場合は「1：なし」とみならず。</p> <p>(注)新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。</p>
10	14：訪問リハビリテーション 16：通所リハビリテーション	<p>「その他該当する体制等」欄の 「リハビリテーションマネジメント加算に係る医師による説明」</p> <p>「1：なし」 「2：あり」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：なし」とみならず。</p>
11	31：居宅療養管理指導 34：介護予防居宅療養管理指導	<p>「その他該当する体制等」欄の 「医療用麻薬持続注射療法加算」</p> <p>「1：なし」 「2：あり」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：なし」とみならず。</p>
12	31：居宅療養管理指導 34：介護予防居宅療養管理指導	<p>「その他該当する体制等」欄の 「在宅中心静脈栄養法加算」</p> <p>「1：なし」 「2：あり」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：なし」とみならず。</p>
13	16：通所リハビリテーション	<p>「施設等の区分」欄の</p> <p>「5：大規模の事業所(Ⅰ)(病院・診療所)」 「8：大規模の事業所(Ⅰ)(介護老人保健施設)」 「B：大規模の事業所(Ⅰ)(介護医療院)」 「6：大規模の事業所(Ⅱ)(病院・診療所)」 「9：大規模の事業所(Ⅱ)(介護老人保健施設)」</p>	<p>なし。</p>

		「C：大規模の事業所(Ⅱ)(介護医療院)」を廃止	
14	16：通所リハビリテーション	「施設等の区分」欄の 「D：大規模の事業所(病院・診療所)」 「E：大規模の事業所(介護老人保健施設)」 「F：大規模の事業所(介護医療院)」 「G：大規模の事業所(特例)(病院・診療所)」 「H：大規模の事業所(特例)(介護老人保健施設)」 「J：大規模の事業所(特例)(介護医療院)」 を新設	「D：大規模の事業所(病院・診療所)」 「E：大規模の事業所(介護老人保健施設)」 「F：大規模の事業所(介護医療院)」 「G：大規模の事業所(特例)(病院・診療所)」 「H：大規模の事業所(特例)(介護老人保健施設)」 「J：大規模の事業所(特例)(介護医療院)」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要となる。
15	16：通所リハビリテーション 66：介護予防通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の 「業務継続計画策定の有無」 「1：減算型」 「2：基準型」 を新設	業務継続計画が未策定等の場合は、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の「1：減算型」にチェックし、提出してください。
16	21：短期入所生活介護 22：短期入所療養介護 23：短期入所療養介護 2A：短期入所療養介護 24：介護予防短期入所生活介護 25：介護予防短期入所療養介護 26：介護予防短期入所療養介護 2B：介護予防短期入所療養介護	「その他該当する体制等」欄の 「併設本体施設における介護職員等特定処遇改善加算Ⅰの届出状況」を 「併設本体施設における介護職員等処遇改善加算Ⅰの届出状況」に名称変更	(注)要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。
17	63：介護予防訪問看護	「その他該当する体制等」欄の 「緊急時介護予防訪問看護加算」 「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」	「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす。 (注)基本的に届出を行うよう指導する点に留意が必要。

		に変更	
18	66：介護予防通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の「運動器機能向上体制」を廃止	なし。
19	66：介護予防通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の「選択的サービス複数実施加算」を「一体的サービス提供加算」に名称変更	(注) 要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。